

(問い合わせ先)
令和6年3月19日
広島県農林水産局
担当者：向井
内線：3502
電話：082-513-3502

令和6年3月19日

北広島町における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る 防疫措置の完了について（第8報）

3月12日に北広島町の採卵鶏農場において発生した、高病原性鳥インフルエンザに係る農場の防疫措置が、3月19日15時25分に完了しました。

なお、消毒ポイントでの畜産関係車両への消毒については、移動制限区域の解除まで継続します。

1 防疫作業の状況

- (1) 殺処分完了 3月16日（土） 4時35分 （殺処分羽数 80,611羽）
- (2) 防疫措置完了 3月19日（火） 15時25分 （殺処分鶏、汚染物品の埋却、農場の消毒）
- (3) 消毒ポイント 4か所設置

2 今後の予定

搬出制限区域^{※1}については、発生農場の防疫措置が完了して10日を経過した後（3/30）に解除となります。

また、移動制限区域^{※2}については、発生農場の防疫措置が完了して21日を経過した後（4/10）に解除となります。

※1 発生農場から半径3kmから10km圏内の家きんや卵などの搬出を制限する区域

※2 発生農場から半径3km圏内の家きんや卵などの移動を禁止する区域

3 報道機関へのお願い

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は、防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、本件に関する情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。